

# 「鶴舞こども園」の民間移管に向けた取組について



【日時】平成29年5月15日（月）午後1時00分～

【場所】鶴舞こども園リズム室

奈良市子ども未来部  
子ども政策課

# 本日の説明の内容

①民間移管に向けた取り組みについて . . . 1

②奈良市幼保施設運営事業者選定委員会について . . . 2

③募集要項（案）について . . . 6

④応募資格（案）について . . . 7

⑤三者協議会の設置（案）について . . . 8

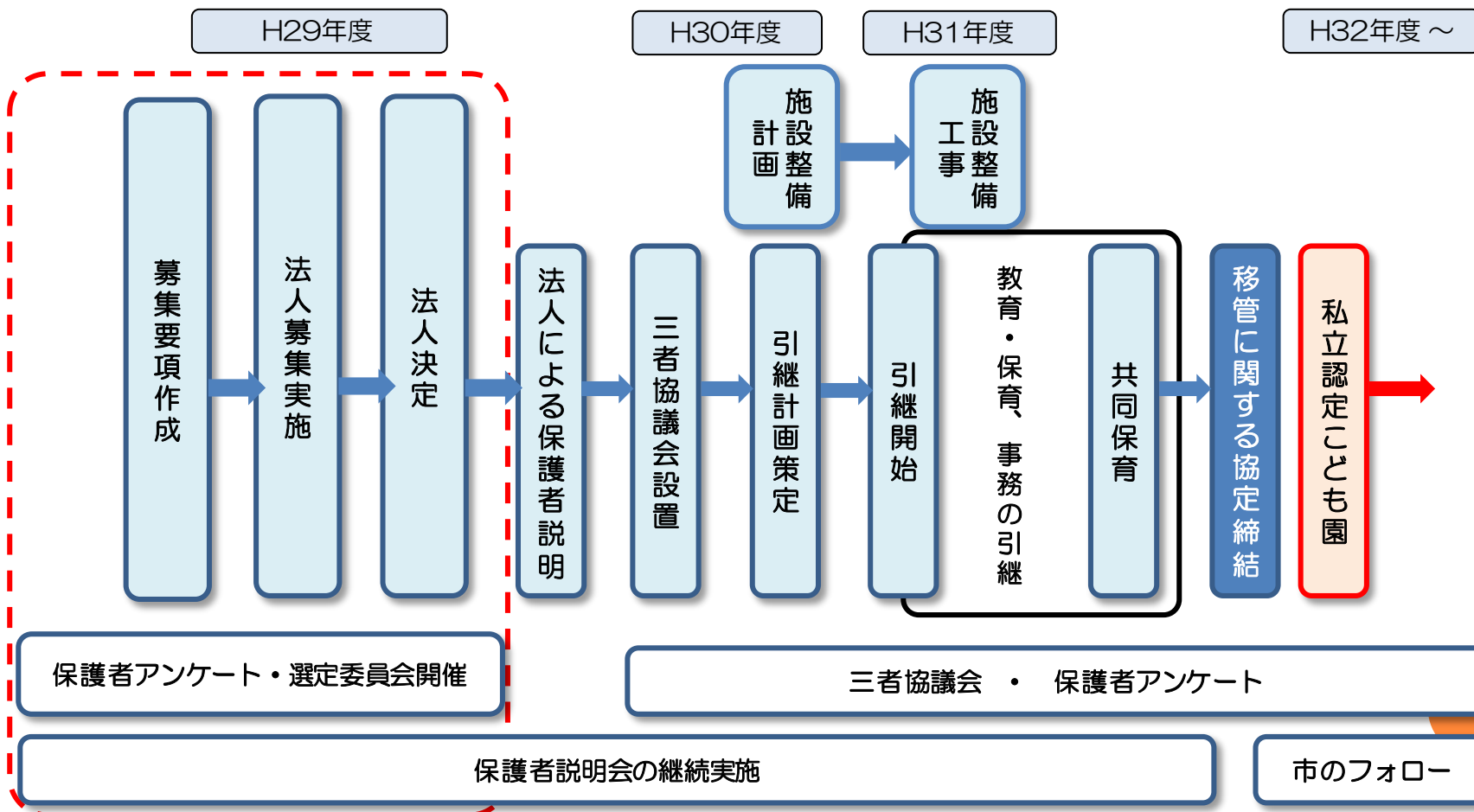
⑥引継・共同保育（案）について . . . 9

⑦本日の要点 . . . 11

# ①民間移管に向けた取り組みについて

本市では鶴舞こども園の平成32年度からの民間移管に向けた取り組みを進めています。平成29年度からは、移管先法人の選定に向けた具体的な取り組みを進めていきます。

## 【民間移管までのスケジュールイメージ】



## ②奈良市幼保施設運営事業者選定委員会について

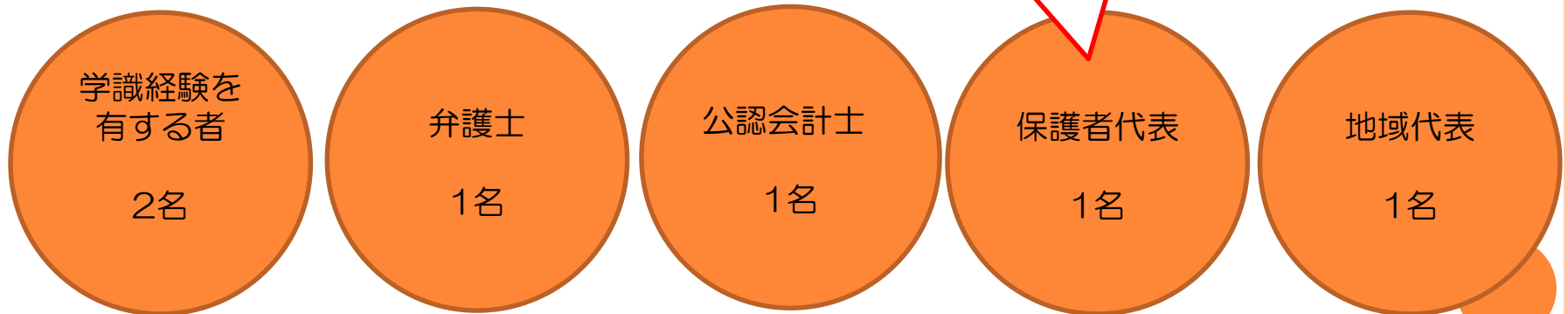
### 【委員会の役割】

民間移管に係る法人の選考を透明性・公平性のある適正なものとするための、第三者からなる奈良市附属機関設置条例に規定された市長の附属機関であり、移管先法人の募集要項の策定、応募法人の審査、それらの順位の決定等を行います。



鶴舞こども園PTAから1名ご推薦をお願いいたします。

### 【委員の構成】



※園職員も事務局として参加します。

## ②奈良市幼保施設運営事業者選定委員会について

### 選定委員について

#### 【委員任期】

移管先法人を選定するまで

#### 【その他】

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、その職を退いた後も同様とされます（守秘義務）。また、氏名が公表される場合があります。



保護者代表の負担を軽減するため、事前に選定委員会における議事に関する資料を提供及び解説させていただくなど、市としてバックアップを行っていきます。

# 【事業者募集及び選定委員会開催スケジュールイメージ】

平成29年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	● →	①	②	● →	③	④	⑤				
	保護者アンケート			募集期間	現地説明会・見学会 質問受付等						

No	検討事項イメージ
①	【募集要項検討Ⅰ】 ・委員紹介、募集要項案の審議
②	【募集要項検討Ⅱ】 ・募集要項案の確定
③	【一次審査】 ・書類審査
④	【現地調査】 ・応募法人が運営する施設
⑤	【二次審査】 ・ヒアリング審査

移管先法人の募集開始までに、募集条件や選定条件等、募集要項の内容を決定します。また、募集要項の内容の策定に際し、保護者アンケートを実施します。

移管先法人の審査には、書類審査とヒアリング審査のほか、応募法人が運営する幼保施設の現地調査を行う等、さまざまな角度から審査を行い、優良な法人の選定に努めます。

※状況に応じて、委員会の開催回数や期間が変更になる場合がありますが、当スケジュールは移管まで十分に余裕を持ったスケジュールとなっています。

## ②奈良市幼保施設運営事業者選定委員会について

### 審査方法（案）について

項目	審査方法	審査内容
第一次審査	書類審査	法人の基本理念や教育・保育内容だけでなく、職員配置、職員確保や人材育成の考え方等について、審査します。



応募が多数の場合、第一次審査の得点が一定以上あった法人のみ第二次審査に進むことができます。

項目	審査方法	審査内容
第二次審査	ヒアリング審査	移管に向けた熱意や、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、また、職員の資質向上についての考え方や保護者の意向を踏まえた具体的な提案等について、審査します。  ※その他、法人が現に運営している幼保施設への現地調査も行います。



☆第一次審査及び第二次審査の総合的な評価に基づき、最も優良な法人を選定します。

# ③募集要項（案）について

## 【募集要項とは】

奈良市の基本的な考え方を基に、より優良な法人を選定し、円滑な移行を図るために必要な事項等を定めたものです。移管先法人の募集にあたっては、この募集要項に基づいて実施していくこととなります。

### 募集要項項目（案）

- 1 移管予定施設
  - 2 移管年月日
  - 3 移管の方法
  - 4 応募資格**
  - 5 応募制限及び失格事項
  - 6 今後の主なスケジュール
  - 7 応募方法
  - 8 選定方法
  - 9 覚書の締結
  - 10 移管に向けた施設整備
  - 11 引継ぎ・共同保育**
  - 12 三者協議会**
  - 13 市議会における承認
  - 14 協定の締結
- ・・・等

### 法人からの応募書類（案）

- 1 応募申込書
- 2 法人の概要
- 3 法人が運営する施設一覧
- 4 運営施設に対する評価及び監査の状況
- 5 法人の基本理念・基本方針・目標等
- 6 応募の動機
- 7 法人の財務状況
- 8 運営にあたっての基本理念
- 9 開園日・開園時間と特別保育事業
- 10 定員設定と1号認定子どもの選考方法
- 11 職員確保と人材育成の考え方
- 12 保育教諭当の配置の考え方
- 13 認定こども園長予定者等の履歴書
- 14 収支予算計画書
- 15 保育料以外の保護者負担
- 16 教育・保育計画の概要
- 17 支援を要する園児への配慮及びその保護者への対応
- 18 食育及び給食提供の考え方
- 19 安全対策・危機感理体制

・・・等





## ④応募資格（案）について

### 【応募資格について】

- 社会福祉法人または学校法人（公私連携幼保連携型認定こども園として移管するため）
- 応募時に認可の幼保施設を運営している法人
- 奈良市と締結する協定等※に規定する条件を遵守できる法人

### 【応募制限・失格事項について】

有資格者であっても、選定委員等と直接または間接的に関係のある法人や虚偽の内容を記載する等の不適切な行為が認められる場合には、応募制限または失格となります。

※ 移管先法人とは、奈良市との間で協定を締結することになります。また、協定を締結した後は、移管先法人を法律に基づく『公私連携法人』として指定することになります。

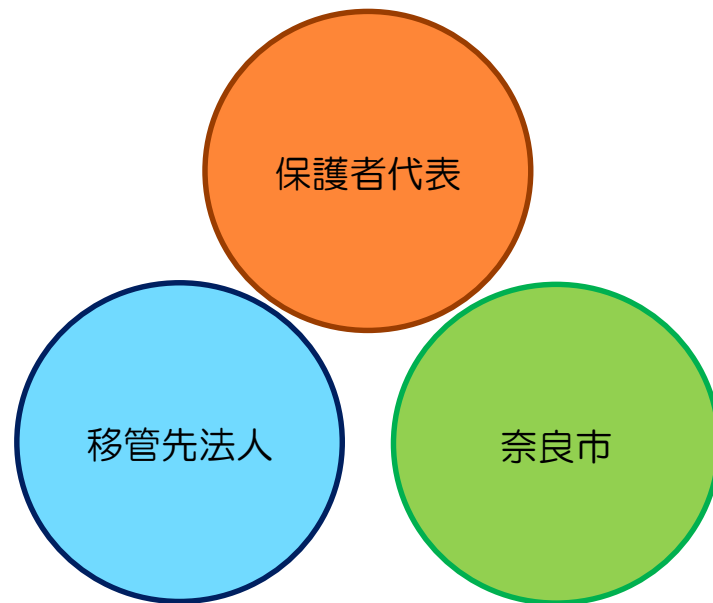
協定で定めるべき事項は法律で定められているため、移管先法人と協定を締結することで教育・保育内容や子育て支援の取組内容等について担保されることになります。



## ⑤三者協議会の設置（案）について

### 【三者協議会とは】

移管先法人への移管に際して、移管後の園運営に関する諸事項について在園時保護者、奈良市、移管先法人の三者から構成する三者協議会を設置し、確認及び協議を行い、合意形成を図ります。



### [主な協議事項（例）]

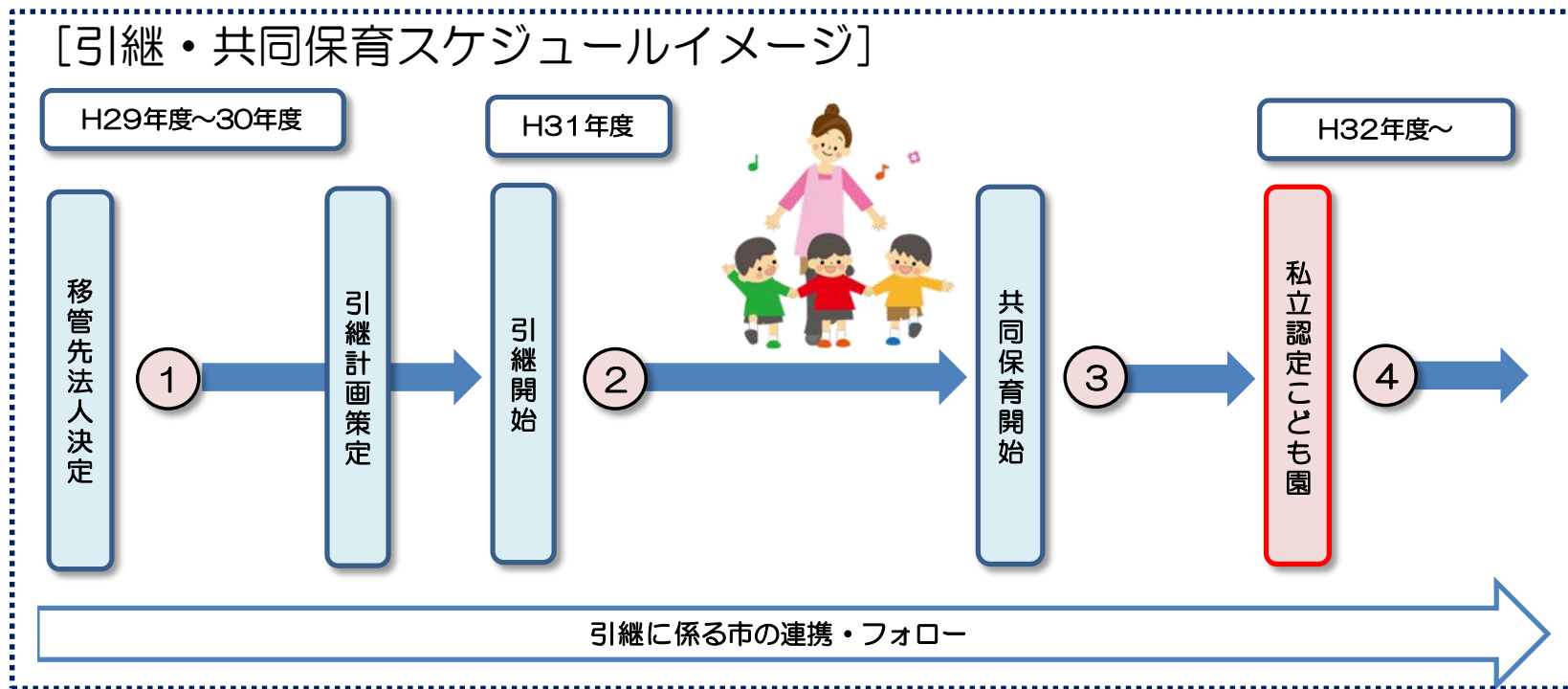
- 移管後の保護者会について
- 工事期間中の安全対策について
- 保育料等以外の特別徴収について



保育料は、市立こども園と同様に市が条例で定める利用者負担額ですが、延長保育料、給食費等以外の特別な費用が新たに発生するサービスについては、三者協議会で協議することとし、保護者が同意した上で実施することとします。

## ⑥ 引継・共同保育（案）について

民間移管に向けた取り組みの中でも教育・保育をはじめとする施設運営の引継ぎは特に重要であると考えており、円滑な移行に向けて、移管先法人決定後は、募集要項等に定める条件や引継計画に基づき、十分な期間を設け、奈良市と法人が連携して引継を実施します。



### ① 平成29年度~30年度 移管先法人決定後~

- ・ 移管先法人と引継に向けて協議を重ね、具体的な引継内容に関する計画を策定します。
- ・ 市主催の研修に参加するなど「奈良市立こども園カリキュラム」への理解を深めるための引継ぎを行います。

## 2 平成31年度 移管1年前～

- ・園長及び副園長予定者は、移管の1年前から月数回、施設運営全般や園行事（入園式や運動会等）への参加、地域との交流等について引継ぎを行います。
- ・クラス担任予定者は、引継期間の前半では、行事への参加やクラス運営の様子の観察を中心として引継ぎを行います。

## 3 平成31年度 移管3か月前～

- ・園長及び副園長予定者は、引き続き施設運営全般や園行事等の引継ぎを行います。
- ・クラス担任予定者は、鶴舞こども園で勤務する職員と共同保育を開始し、実際に平成32年度に担任する園児が在籍するクラスの保育補助を行いながら、引継ぎを行います。
- ・共同保育は、「奈良市立こども園カリキュラム」に基づいた教育・保育内容の実践のほか、移管先法人の担任予定者が実際に保育に参加することで、個々の園児の様子などを把握するとともに、移管前から園児や保護者との信頼関係を築くことを目的としています。

## 4 平成32年度 民間移管後～

- ・移管後2～3か月程度は、引き続き市の職員を派遣し、共同保育を行います。
- ・共同保育完了後も引き続き市職員（指導主事）が巡回訪問するなど、移管後も法人が協定に基づいた教育・保育を適切に実施されているかどうか、市が指導監督を行っていきます。
- ・移管後の運営状況等について保護者アンケートを実施するとともに、課題が発生した場合には、市が解決に向けて必要な調整を行います。

## ⑦ 本日の要点

### 【奈良市または選定委員会の取り組み】

- 保護者アンケートの実施、取りまとめ
- 法人の選定方法、募集要項等の決定
- 法人募集、優良な移管先法人の審査・選定
- 引継・共同保育の計画の確定

### 【保護者の方にお願したいこと】

- 保護者アンケートへの回答
- 選定委員会委員への代表者の選出

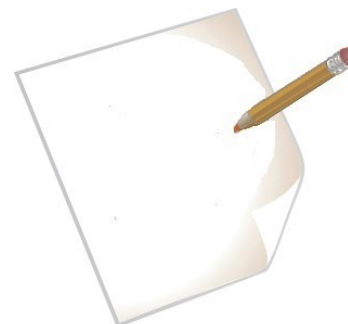
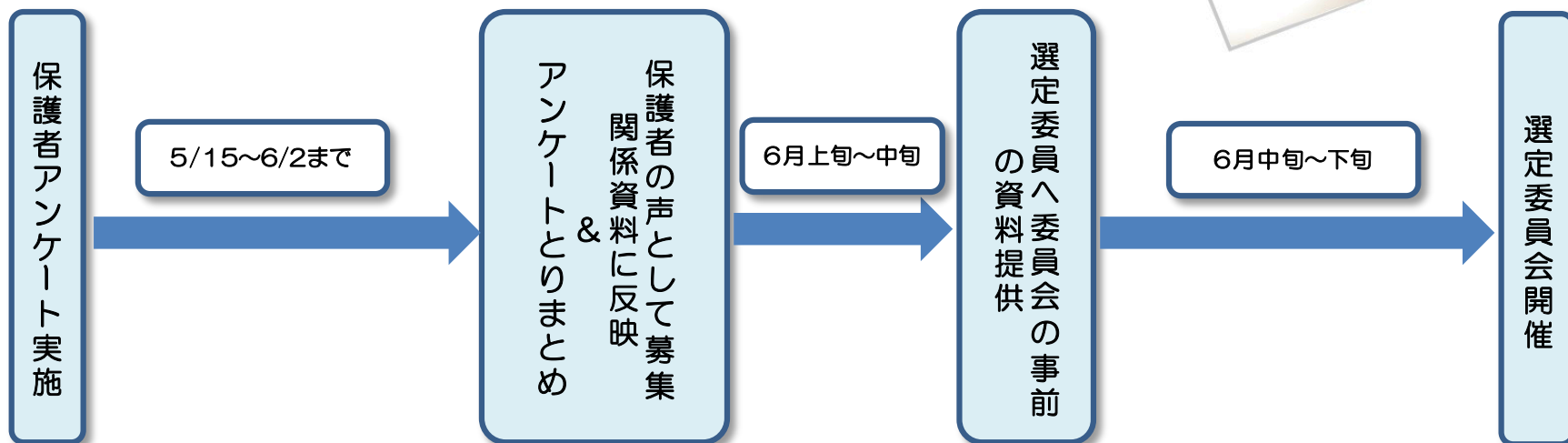
※平成31年度には、民間移管後に3号認定の子どもの受け入れ及び定員を拡充するため、増築工事のような大規模な施設整備を行う予定です。ご理解とご協力をお願いいたします。

※その他、随時説明会を開催し、保護者の不安を解消するとともにご理解とご協力をいただけるよう、情報共有に努めます。また、法人決定後は、三者協議会を設置し、移管に向けての確認・協議を行っていきます。

# 保護者アンケートについて

移管先法人の募集の際に、保護者一人ひとりの思いを選定委員会及び応募法人へ伝えるために、保護者アンケートを実施します。

保護者アンケートから選定委員会までのスケジュールイメージ



ご協力のほどよろしく申し上げます。

# [ 問い合わせ先について ]

本日の説明内容や、奈良市の取組についてご不明な点があれば、随時お問い合わせください。

## 子ども政策課の問い合わせ先

[ 担当課 ] 奈良市 子ども政策課（市役所中央棟3階）

[ TEL ] 34-4792

[ FAX ] 34-4798

[ MAIL ] [kodomoseisaku@city.nara.lg.jp](mailto:kodomoseisaku@city.nara.lg.jp)

[ 幼保再編に関する市ホームページ ]

➤<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/0000000000000000/1366066836305/index.html>

